



寒川町都市マスタープラン 改定案

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和2年10月1日(木) ~ 11月2日(月)まで

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、土地利用、道路、公園などの都市施設に加え、都市の景観・防災・環境などの都市計画に関する基本的な方針として、市町村による策定が義務づけられています。

この「基本的な方針」は、概ね20年後を見据える上で、市町村都市計画行政の基本となるものであり、都市計画の見直しや決定に際しての指針として定めるものです。

寒川町では、平成7年に当初の都市マスタープランを策定した後、平成15年に改定し、寒川駅北口周辺の整備等に取り組んできました。前回の改定から10年以上を経て、さがみ縦貫道路の開通や高齢化社会の到来など、寒川町を取り巻く環境が変化しています。

これらのまちの変化や将来の社会情勢の変化などを踏まえ、これからの寒川らしい魅力を活かした暮らしやすいまちづくりを進めていくための指針とするため、都市マスタープランを改定します。

■都市マスタープランの構成

改定にあたって、これまでの都市マスタープラン（以下、「プラン」という。）に示す理念・都市像を継承しつつ、寒川町の魅力と次世代に向けたまちの強みやまちづくりの方向性を「目指す暮らしぶりと町のすがた」として示し、その実現に向けた都市計画の方針、取組みのイメージや進め方について示します。

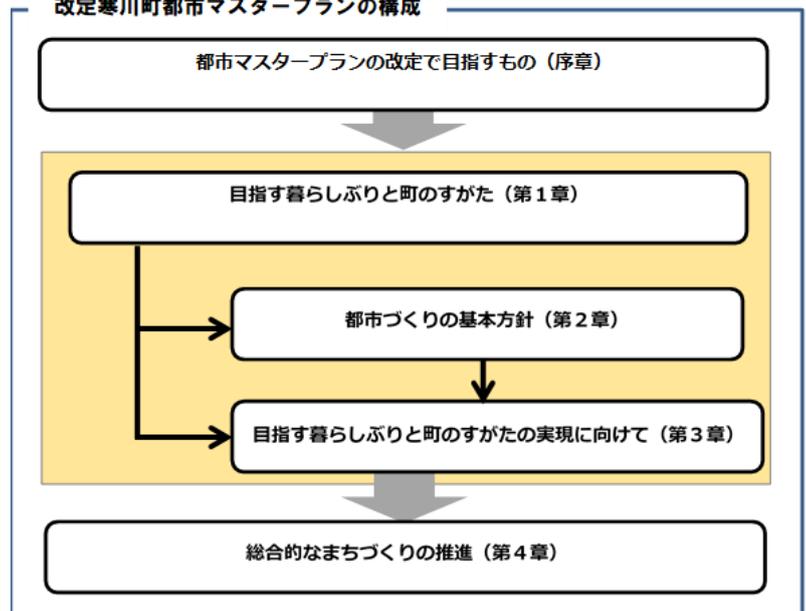
■これまでの都市マスタープラン

《町の都市構造を大きく変える都市計画事業や関連計画等の位置づけ》

- ・3つの拠点、広域幹線道路整備、市街地環境施策の体系化などの位置づけ
- ・都市づくりの理念「持続可能な都市」
- ・将来都市像「人が環境とともに生きるまち 湘南さむかわ」

引き継ぎつつ

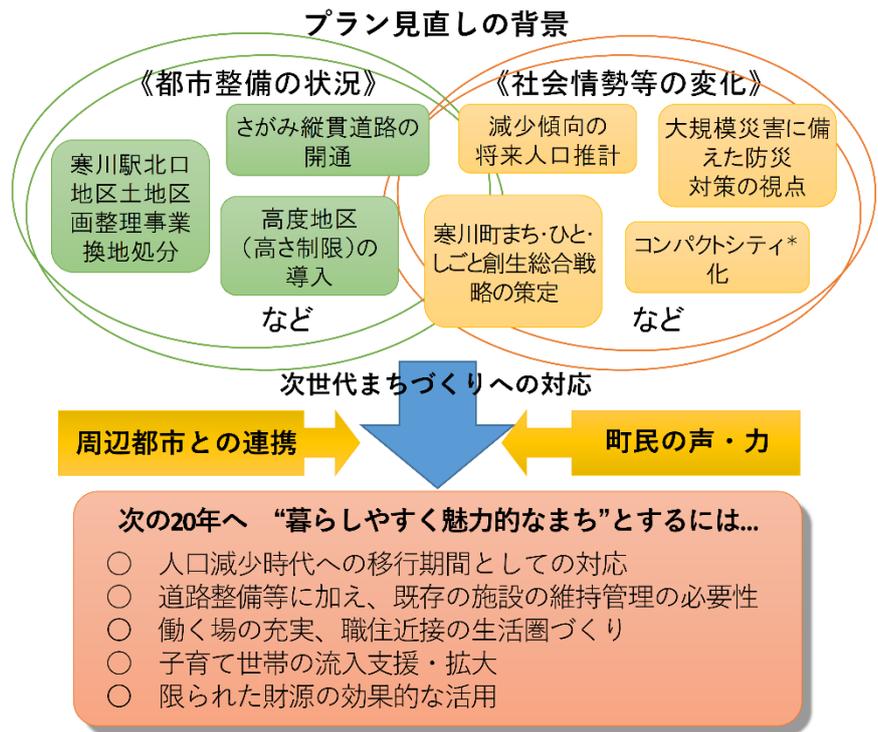
改定寒川町都市マスタープランの構成



序章 都市マスタープランの改定で目指すもの

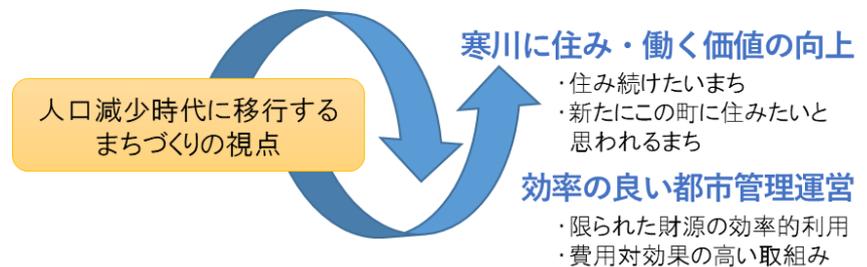
■プランの改定

近年、寒川町を取り巻く都市整備の状況や社会情勢は大きく変わってきました。特に、次の20年では人口減少期に入ることが想定されていることから、上位計画や町民の声を幅広く生かし、より身近な視点から“暮らしやすく魅力的なまち”を実現するため、改定を実施します。



■プランの特徴

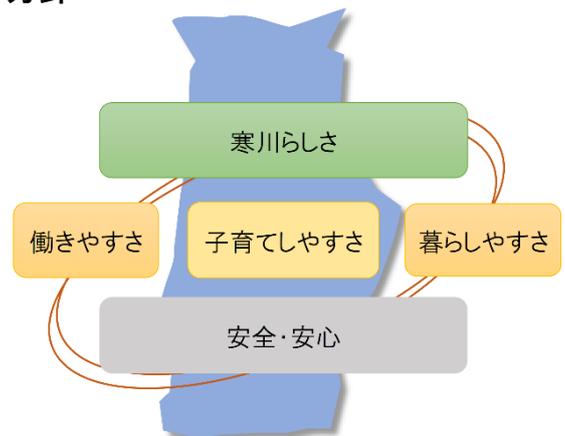
このプランは、人口減少期を迎えるこれからの寒川のまちづくりについて、「持続可能な都市」であり続けるために必要な方向性を示します。



●寒川に住み・働く価値の向上に向けたまちづくりの方針

プランの改定に伴い実施した町民意識調査などから、住みよさや魅力として「自然環境」や「富士山への眺め」等が評価されています。また、「生活しやすさ」、「のんびり・のどか・不便過ぎないバランス」といった「町の良さをPRすること」、「安全・安心への取組み」などが期待されています

こうした町民の声をふまえた寒川の魅力づくりの方向性を示します。



●効率の良い都市の管理運営

限られた財源の中で効率の良いまちづくりを進めるため、町民が良いと感じている“暮らしぶり”を、住民参加の取組みの中から見出し、守り・育てる視点が大切です。

町民や事業者等とともにまちづくりを進めていく考え方とともに、社会情勢の変化等を反映し、必要に応じて適宜見直し・進化していく計画とします。

第1章 目指す暮らしぶりと町のすがた

「目指す暮らしぶりと町のすがた」とは、町の将来像であり、町民と、新たに住まいや事業の場を探している皆さまに向けて、寒川町でのこれからの暮らしぶりが描けるよう、まちづくりの方向性をまとめたものです。

これまで町民が長年かけて培ってきた自然や歴史・文化、人々の営みや地域のつながりをもとに、日常の利便性、良好な環境、安全安心のまちづくりなどの基本的な都市機能の充実に加えて、新たな地域産業の創出、子育ての場としての魅力づくりを加えながら、「寒川町が目指す暮らしぶりと町のすがた」を実現していきます。

1. 毎日の暮らしやすさが感じられるまち

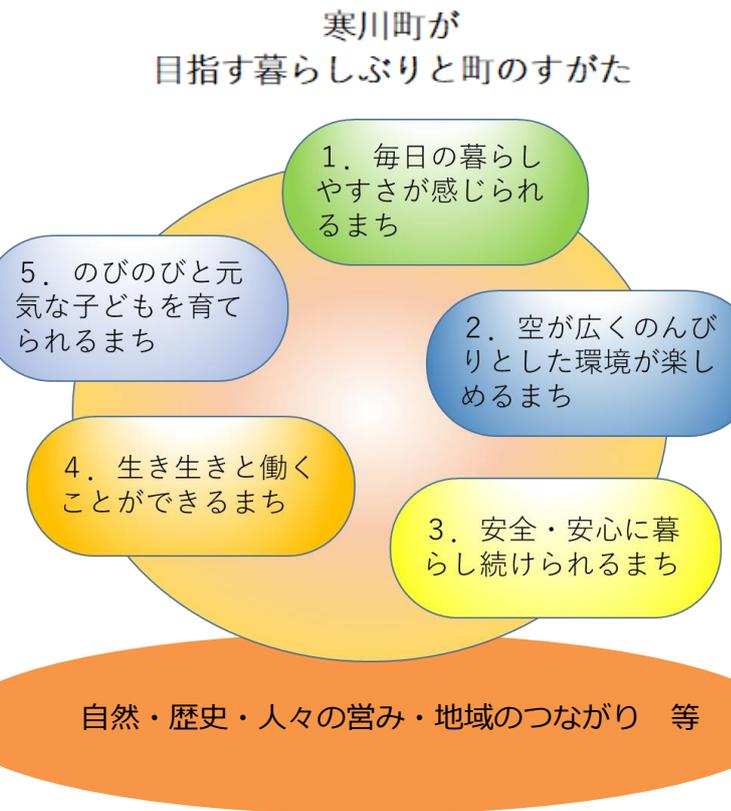
毎日の“暮らしやすさ”を考える上で「医・食(日常の買い物)・住」が整っていることは、毎日の暮らしの基本となる機能を示した評価軸となります。これらの機能と環境を整え、行きたい所にいつでもアクセスできる利便性があるまちとなることを目指します。

2. 空が広くのんびりとした環境が楽しめるまち

寒川の魅力であるスローライフを送る上での考え方として、大きな環境変化はできるだけ抑え、今ある魅力的な資源の利活用を促し、そこから様々な地域活動が生まれるまちとなることを目指します。

3. 安全・安心に暮らし続けられるまち

これからの居住地を選ぶ上では、“安全”と“安心”は重要な要素です。毎日の生活を送る上での基本となる安全を保ち、町民が安心感を持てることで、日々を快適な生活を送ることができるまちとなることを目指します。



4. 生き生きと働くことができるまち

生き生きと働くことを考える上では、働く場の環境である操業環境や就業環境を整えるとともに、身近な働く場として住環境との調和が図られることで、生き生きと働くことができるまちとなることを目指します。

5. のびのびと元気な子どもを育てられるまち

豊かな自然環境や都市的環境で多様な学習の場があったり、身近なところに子どもたちを受け入れるあたたかな場など、元気な子どもを育てられる場が大切です。また、そこに子どもが安心して自由に歩くことができる、自転車で移動することができる環境を整えることで、のびのびとした元気な子どもを育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちとなることを目指します。

第2章 都市づくりの基本方針

将来都市構造

寒川町の都市づくりを考える上で基本となる将来の都市構造を示します。都市構造は、都市機能の効果的な集積を図るべき『拠点等』と、各地域の暮らしやすさを支える主たる道路や交通、みどり等のネットワークを位置づけます。

■拠点等

…暮らしやすさを支える商工業業務機能やサービス機能の集積を図るとともに、町の魅力を生み出し、発信する機能を充実させていく地区を位置づけます。

●生活中心拠点

寒川駅周辺について、商業施設や生活利便施設の集積を図るとともに、町の中心地として魅力的な空間となるよう機能充実を図ります。

●都市未来拠点

東海道新幹線新駅の設置を目指しているツインシティ倉見地区は、広域的な交流機能を担う新たな交通結節点としてふさわしい文化・交流、商業業務などの機能集積を図り必要な都市基盤整備等を進める拠点とします。

●産業集積拠点

寒川南インターチェンジ周辺は交通の要衝としての特性を活かし、周辺環境に配慮した良好な産業集積を図る「産業集積拠点」とします。

●にぎわい交流創出ゾーン

さむかわ中央公園周辺は、公共施設等が集積しており、これらの特性を生かして、町内のにぎわいと町外との交流を創出することで、地域の活性化資源として活用するにぎわい交流創出ゾーンと位置づけます。

■都市ネットワーク

…町内各地区から生活中心拠点等へのアクセスや周辺都市との連携を図る道路等の暮らしを支える上で重要なものを位置づけ、それぞれの機能向上を図ります

●広域都市連携ネットワーク

横浜方面や北関東・甲信越方面などの広域的なエリアや、茅ヶ崎市・海老名市など近隣都市とのつながりなど、広域都市とのつながりを構成するものとします。

●町域交通ネットワーク

日常的な通過交通や交通混雑への対応、非常時のネットワーク等を考慮し、町内各地と拠点、ゾーン間が円滑に移動できるようなものとしてします。

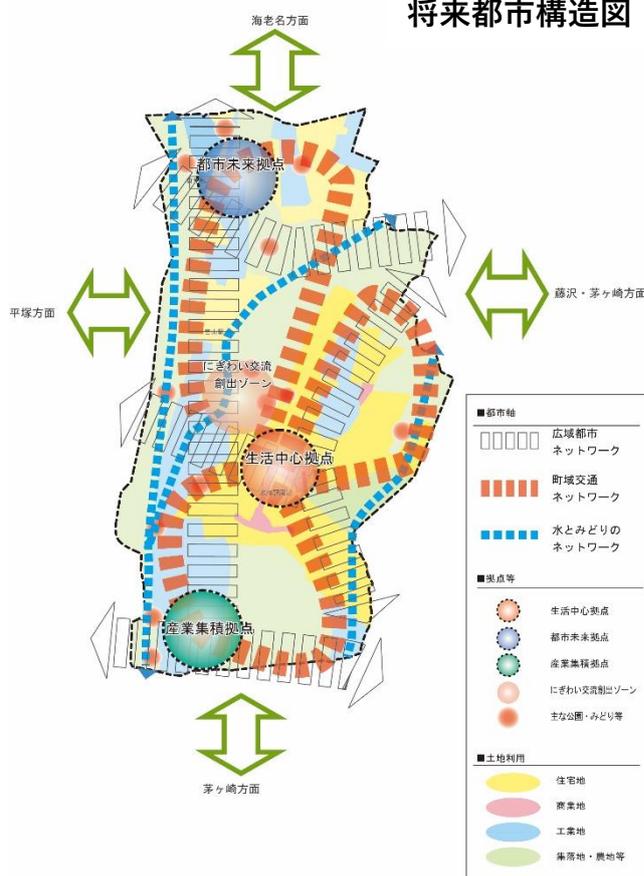
●水とみどりのネットワーク

相模川・目久尻川・小出川の水辺や農地、緑地、社寺林などのみどりは、人々の憩いの空間を構成するネットワークとして位置づけます。

●主な公園・みどり等

都市公園や相模川河川敷、目久尻川周辺の自然緑地や、寒川神社等寺社周辺のみどりは、まちづくりの大切な要素であり、拠点に準じるものとして位置づけます。

将来都市構造図



部門別方針

■土地利用の方針

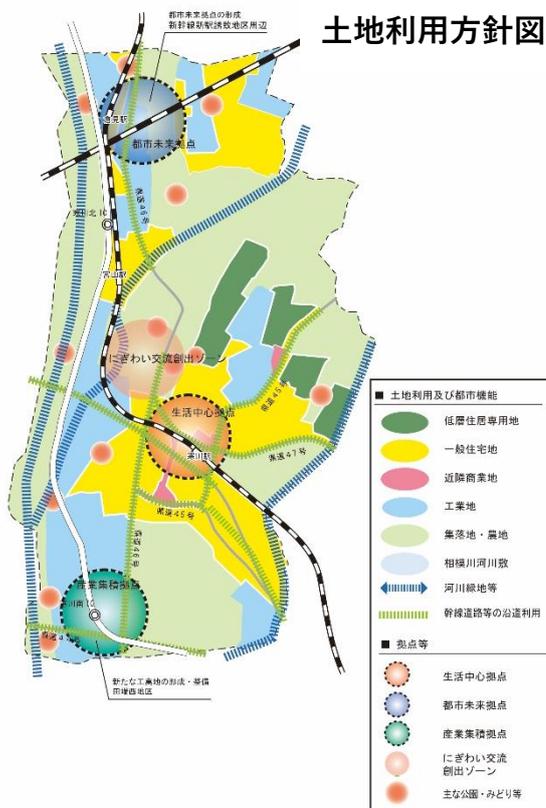
(1) 秩序と活力のある土地利用の誘導・保全

町を取り巻く状況に応じた土地利用の整序を図るとともに、これまでの都市計画の指定状況を踏まえ、これに即した土地利用の推進を図ります。

- ・戸建て住宅を中心とした良好な住環境の維持保全
- ・住居と商業・業務、工業用地が共存する中密度の住環境の維持保全
- ・生活中心拠点における商業機能の集積・誘導
- ・工業地における操業環境の充実
- ・集落地の周辺環境に配慮した住環境の保全と、農地の保全

(2) 暮らしやすさに配慮したまちづくり

公共施設等の充実とともに、暮らしやすさに配慮した土地利用の誘導、住環境の充実に努め、新たな土地利用転換については周辺環境に応じた都市機能の適正配置に努めます。



■道路・交通体系の方針

(1) 道路交通体系の整備と維持管理

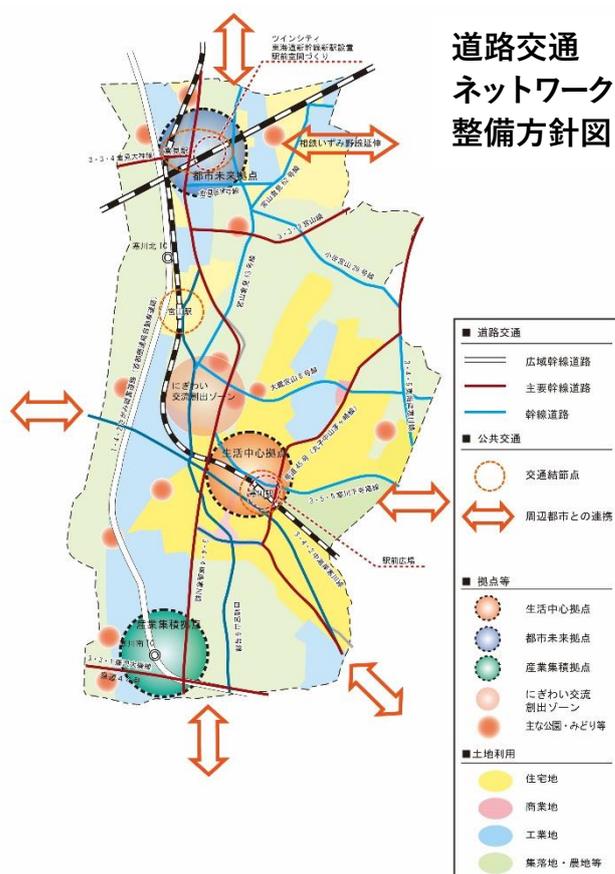
さがみ縦貫道路のインターチェンジへのアクセス道路を中心に都市計画道路の整備を図るとともに、これを補完する幹線道路により町内外との連携及び町内の道路網を段階的に形成します。

(2) 身近な生活道路の質的改善と快適な歩行者・自転車ネットワークの形成

歩行者・自転車利用者が安全に通行しやすい道路ネットワークを構築し、道路環境の適正な整備維持管理、生活道路ネットワークの形成、安全な歩行者空間、自転車通行空間の形成や確保に努めます

(3) 公共交通環境の向上

東海道新幹線新駅誘致活動とともに、町の生活拠点と各住宅地を安全で快適に結び町内公共交通ネットワークの充実を図ります。



■環境・景観形成の方針

(1) みどりの保全・創出と公園緑地の整備・活用

河川の水辺や広がりのある農地、寒川神社周辺や越の山地区周辺のまとまりのあるみどりを守り・つなぎながら「水とみどりのネットワーク」の創出を図ります。計画的な都市公園の整備と併せて身近にみどりと触れ合う場などの整備・充実を図ります。

- ・ 保全を図る拠点となるみどりの位置づけ
- ・ 「水とみどりのネットワークの」保全と環境形成
- ・ 新たな都市づくりが進む空間でのみどりの創出
- ・ 町民が楽しめる大規模公園等の充実
- ・ 身近な公園緑地の整備等
- ・ 公園利用の活性化と維持管理手法の多様化検討



目久尻川の河川環境

(2) 河川等の水質保全と水辺空間への配慮

河川や水路等について、水質保全や生態系に配慮した水辺空間の保全がされるように適切な維持管理や関係機関との調整を図るとともに、水質保全を進めます。

(3) 景観形成の推進

富士山への眺望、幹線道路沿道や参道の並木、神社仏閣境内の風情、駅前空間、住宅地の街並み景観などの保全等を進めます。寒川町らしさが形成されている風景と、町に住む人々が親しみを込めて住みやすいと思える環境と連動した空間づくりを進めます。

(4) 地球環境にも配慮した市街地環境の保全・育成

住環境の保全、工場等の操業環境の維持と周辺住環境について、相互に適切な環境の保全を進めるとともに、そのための対応策や相互理解のための交流機会の創出を検討します。また、地球環境への配慮として、省資源化や再生エネルギーの活用等の普及に努めます。

■防災の方針

(1) 大規模災害の危険性及びその対策

自然災害等への危険性に関する正しい情報を伝えるとともに、災害対策に係る整備改善を計画的に進めます。



避難誘導案内板

(2) 災害危険度が高いエリアに対する土地利用制限等

災害危険度が高いことが予想される場所における土地利用の適切な誘導、対応策を講じるよう努めます。

(3) 災害時等における地域組織体制等の充実

子どもから高齢者、障がい者まで、地域で安心して暮らし続けることができるような地域の見守り体制と住み続けられる環境づくりを進めます。



第3章 目指す暮らしぶりと町のすがたの実現に向けて

■取組みの考え方

- 多様な主体の協働・連携による取組みの可能性を探りながら取り組みます。
- 各種分野の連携による新たな展開を模索します。
- 実験的取組みから学び、次に生かす姿勢を持って取り組みます。

■実現に向けたまちづくりの視点

1. 毎日の暮らしやすさが感じられるまち
 - ・生活利便性を高める
 - ・地域コミュニティを活性化する
 - ・住まいの質を高める



寒川駅前広場（北口）

2. 空が広くのんびりした環境が楽しめるまち
 - ・良好な景観を保全・形成する
 - ・豊かな自然環境を保全・活用する
 - ・良質な住環境を形成する



田園風景の眺め

3. 安心・安全に暮らし続けられるまち
 - ・防犯、交通安全の取組みを行う
 - ・防災・減災のまちづくりを推進する
 - ・地域コミュニティによる防災対策を促進する



地域の防災活動

4. 生き生きと働くことができるまち
 - ・産業の育成と振興を図る
 - ・交流人口の拡大を推進する



わいわい市

5. のびのびと元気な子どもを育てられるまち
 - ・子育て環境を充実する
 - ・学習の場の創出、促進を図る
 - ・地域コミュニティを大切にする



びっちょり祭

第4章 総合的なまちづくりの推進

■実現化に向けた取組み方策

- 地域主体の体制づくりや担い手の発掘・育成を支援します。
- 専門家や大学、教育、研究機関と連携した取組み、支援体制の構築を目指します。
- 取組みを推進する仕組みとして、地域資源の発掘・活用や地域での協議の場づくりを支援します。
- 社会実験や実証事業等の実験的取組みなどを支援します。
- 地域のまちづくりのルールなど、各種制度を活用しつつ、取組みを支援します。

■プランの点検・見直し等

プランは作成するだけでなく、その計画内容を推進し、目指す「寒川の暮らしぶりと町のすがた」の実現に向けて、具体的に取り組んでいくことが大切です。そのためにも定期的にまちづくりの進み具合を把握します。

まちづくりの進み具合は、町民の実感による満足度調査や施策の実施状況などから確認し、プランそのものの点検・評価を行います。

これらを踏まえ、取組みの継続やプランの内容の改善など、プランの見直し・更新を行います。

資料の閲覧方法

「寒川町 都市マスタープラン 改定案」の資料は、寒川町のホームページ又は、以下の資料閲覧場所にてご覧いただけます。

<寒川町ホームページ>

『寒川町 都市マスタープラン』 で検索 ▶QRコードはこちら



<資料閲覧場所>

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

資料閲覧場所にて配布（HPにも掲載しています）している意見書に意見を記入の上、次のいずれかの方法にてご意見をお寄せください。

メールの場合は、メールの本文に意見書の項目に沿って、必要事項等を記載して送付してください

- ①郵 送：右下部記載のお問合せ先まで送付下さい
- ②FAX：0467-75-9906
- ③メール：toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp
▼メールのQRコードはこちら



④担当課へ持参

受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～17時15分まで

(宛先)：寒川町役場 都市建設部
都市計画課 都市計画・開発指導担当

(募集期間)

令和2年10月1日(木)～11月2日(月)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「改定 寒川町都市マスタープラン」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町 都市建設部 都市計画課
都市計画・開発指導担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111
(内線321)

FAX 0467-75-9906

「高座」のころ。

高座郡さむかわ